

平成21年度岐阜国道管内交通安全対策検討業務
特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、岐阜国道事務所が実施する「平成21年度岐阜国道管内交通安全対策検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書（平成21年4月中部地方整備局）[<http://www.cbr.milt.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/kijun/index.htm>]」（以下「共仕」という。）とする。

なお、共仕のうち本業務に関係なき事項については、適用を除外する。

第2条 業務目的

本業務は、岐阜国道事務所所管道路における交通事故を削減するため、交通事故発生状況、歩道及び自転車通行環境の整備状況等の総合的な観点から、交通安全対策について検討及び評価するものである。

第3条 業務内容

1. 交通事故調査

1) 調査範囲

以下に示す岐阜国道事務所の直轄管理区間を調査範囲とする。

21号	・・・	21.90kp～88.20kp	(65.7km)
21号BP	・・・	79.83kp～85.62kp	(6.3km)
22号	・・・	31.80kp～34.24kp	(2.4km)
41号	・・・	27.80kp～80.71kp	(46.8km)
41号BP	・・・	33.72kp～37.71kp	(5.7km)
156号	・・・	4.06kp～74.00kp	(72.4km)
158号	・・・	9.39kp～11.06kp	(11.1km)
258号	・・・	0.00kp～25.42kp	(27.6km)
合計		238.0km	(H21.4.1現在)

2) 調査内容

上記1)の調査範囲において、平成20年1月1日～平成20年12月31日までに発生した交通事故（人身事故1,500件程度）について、調査概要（別添資料1）に基づき調査及び取りまとめを行う。

①事故調査資料収集及び整理

岐阜県警察本部が所有する平成20年の交通事故原票を複写し、マッチングデータ作成に必要な項目を確認・整理する。

②マッチングデータ作成

複写した交通事故原票を元に必要な項目を整理し、入力システム及びマニュアルに基づき事故マッチングデータ入力個票システムに必要な項目の転記及び入力を行い、マッチングデータ表を作成する。

③事故詳細図作成

別紙作成要領（別添資料2）に基づき、調査職員の指定する地図（道路附図（1:1,000））に事故発生位置をプロットし、交通事故形態等を明示した事故詳細図を作成する。

2. 交通事故対策

1) 交通事故危険箇所

①事故分析・対策検討

調査職員が別途通知する事故危険箇所（12箇所：単路部4箇所・交差点部8箇所）において、現地状況・事故発生状況及び交通事故原票等を分析し、交通安全対策について検討する。

②事前調査

上記①の交通安全対策の整備効果について、事前調査を提案し実施する。

③整備効果事例作成

上記②の調査箇所毎に整備効果事例（A4版1～2枚程度）を作成する。なお、事故危険箇所においては本業務の期間内で対策実施の予定がないため、対策案から予測される効果について資料を作成する。

④交通事故対策カルテの作成

上記①の事故危険箇所について、交通事故対策カルテを作成する。

2) 詳細設計

上記1)を基に工事発注に向けた詳細設計（1箇所：300m程度で交差点内導流線・ドットライン及びカラー舗装等の簡易な対策を想定）を実施する。

3) 前交通事故危険箇所

①事後調査

前事故危険箇所（別紙1）における対策の整備効果について、事後調査を実施する。なお、調査項目は過年度業務において実施したものと同一調査を基本とするが、整備効果を検証するためにより有効な項目があれば提案し、調査職員と協議することとする。

②整備効果事例作成

上記①及び②の調査箇所毎に整備効果事例（A4版1～2枚程度）を作成する。

3. 自転車通行環境整備

1) 自転車走行環境整備計画の策定

国道21号岐阜市内において、自転車道・自転車レーン等を想定した自転車走行環境整備計画を策定する。尚、整備計画策定に必要な各種調査を提案し実施するものとする。

2) 整備効果の測定

大垣駅周辺モデル地区において、整備後のアンケート調査を実施する。

3) 新聞広告の原稿作成

岐阜県内の自転車走行環境モデル地区に関する新聞広告の原稿を作成するものとする。尚、紙面の大きさは5段単色の1回分とする。

4) 会議資料の作成

本自転車通行環境整備に関する会議の資料とりまとめを行う。

4. 標識改善計画資料作成

岐阜国道事務所が設置管理する道路標識の改善計画を、既存資料及び過去策定の改善計画を元に「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に基づき、整理立案する。なお、現況標識の把握・整理も含むものとする。

5. 委員会等

「岐阜県交通事故危険箇所対策委員会（以下「委員会」という。）」及び「調査部会」（以下、まとめて「委員会等」という。）の開催を予定しており、資料作成、会場設営、記録作成およびとりまとめを実施する。

これら委員会等の詳細な日程については、別途調査職員が通知するが、岐阜国道事務所の会議室において、それぞれ半日程度を予定している。また、委員会には学識経験者（大学教授）2名が所属しており、その謝金も含むこととする。

なお、調査職員の指示により委員会開催回数や日程等に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

第4条 打合せ

「共仕」第1110条第2項「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は岐阜国道事務所とする。また、打合せ回数は4回を予定しているが、調査職員が必要と認めたときは、別途指示する。

1. 業務着手時

2. 中間打合せ（2回）

3. 成果品納入時

第5条 資料等の貸与

共仕第1112条に示す資料等は次のとおり。なお、調査職員が資料等の返却を要求した場合は、貸与された資料等を速やかに返却しなければならない。

1) H20マッチングデータ作成に関わるシステム（CD）及びマニュアル

- (調査資料1～4及び参考資料編) ※7月頃貸与予定
- 2) 平成19年度交通事故対策評価検討業務委託 報告書
 - 3) 平成20年度交通事故対策評価検討業務 報告書
 - 4) 道路附図データ
 - 5) その他、調査職員が必要と認めた資料

第6条 電子納品

本業務は、電子納品対象業務であるが、以下の①～③については別途成果品として提出するものとする。

- | | | |
|------------------------|-----|----|
| ①報告書(A3ドッチファイル及びデータ) | ・・・ | 2部 |
| ②マッチングデータFD(またはMO) | ・・・ | 2枚 |
| ③事故詳細図(A3ドッチファイル及びデータ) | ・・・ | 1部 |

ただし、上記②については、調査職員が後日指示する期日迄に提出すること。

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領(案)[平成16年6月](http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm)[以下「要領」という。]に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の検査証明書の取り扱いについては、調査職員と協議するものとする。

以下の事項について、調査職員と協議するものとする。

- ・電子納品の対象とする書類とそのファイル形式
- ・業務中の書類の取扱
- ・検査時の対応

また、道路中心線形データは、「道路中心線形データ交換標準(案)基本道路中心線形編(平成18年12月)」に基づいて作成し、電子データで提出する。電子納品にあたっては、「道路中心線データ交換標準に係わる電子納品運用ガイドライン(案)(平成20年3月)」によるものとする。

第7条 成果品の提出

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出する。

「要領」で特に記載が無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

なお、電子データ及び紙による成果品の提出の併用は行わないものとするが、特に必要となった場合は調査職員と協議するものとする。また、公印が必要な品質証明書等の書類の原本性の確認が必要となるものは、検査時に検査官に提示できるよう整理するものとする。

成果の提出先は、国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所 交通対策課とする。

第8条 設計図面作成

図面の作成にあたっては、「C A D製図基準（案）[平成16年6月]（http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm）」に基づき作成しなければならない。

第9条 写真の提出

写真は、「デジタル写真管理情報基準（案）（http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm）[平成18年1月]」に基づき提出するものとする。

第10条 管理技術者

管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（建設部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、R C C M（道路部門）（R C C Mと同等の能力を有する者も含む）、のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者でなければならない。

また、同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績としない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務とする。

同種業務：事故調査又は交通事故対策に関する業務

類似業務：歩道設計に関する業務

第11条 TECRIS完了登録済みデータに対する訂正又は削除

共仕第1109条に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正又は削除を行おうとする場合においては、岐阜国道事務所の確認を受けたうえで(財)日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを岐阜国道事務所に提出しなければならない。

第12条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、「共仕」第1127条第1項に示すほか以下に掲げるものとする。
 - ①交通事故対策（詳細設計は除く）
 - ②自転車通行環境（基礎調査除く）
2. 「共仕」第1127条第4項に規定する書面に記載すべき事項は以下のとおりとする。

- ①再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
- ②再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

第13条 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

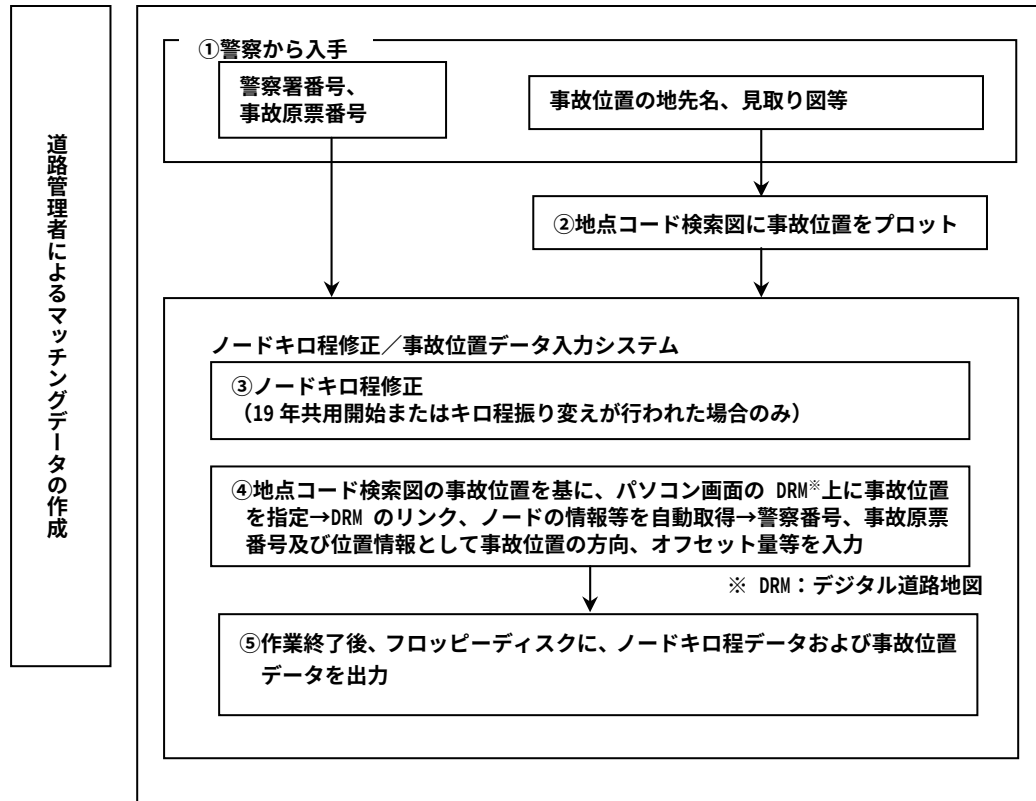
以上

前事故危険箇所一覧

No	路線番号	箇所名	住 所	備考
1	一般国道21号	鵜沼東町 交差点	各務原市鵜沼東町5丁目56	事後調査 整備効果事例
2	一般国道21号	各務原1 交差点	各務原市鵜沼三ツ池町3丁目421	
3	一般国道21号	三ツ池 交差点	各務原市鵜沼三ツ池町2丁目167	
4	一般国道21号	六条 交差点	岐阜市六条大溝4丁目1番3号	事後調査 整備効果事例
5	一般国道21号	藪田 交差点	岐阜市藪田南1丁目1番1号	
6	一般国道21号	楽田 交差点	大垣市楽田町1丁目26-1	
7	一般国道21号	中川 交差点	大垣市中川町3丁目10	
8	一般国道41号	山手町 交差点	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋矢田3555	
9	一般国道41号	河岐 単路部	加茂郡白川町河岐字下山1278-3 ～白川町河岐字水目1293-1	
10	一般国道156号	岩田 交差点	岐阜市岩田西3丁目8	事後調査 整備効果事例
11	一般国道156号	小屋名 交差点	関市小屋名2206	
12	一般国道156号	下松森 交差点	美濃市松森582-2	
13	一般国道156号	為真 単路部	郡上市白鳥町為真	
14	一般国道156号	向小駄良 単路部	郡上市白鳥町白鳥987-1 ～白鳥町向小駄良55-5	

平成 21 年事故マッチングデータ作成についての調査概要

平成 20 年マッチングデータの作成は以下の流れに従います。



※主な作業概要

①警察から事故位置データの入手

警察より事故の発生した箇所に関するデータ（事故位置の地先名、見取り図等）を入手してください。

②地点コード検索図に事故位置をプロット

地点コード検索図（道路台帳上にノード点を落としたもの）上に警察から入手したデータを参考にして事故の発生位置のプロットを行ってください。これを基に事故がどのノードからどのくらい離れた地点で発生しているのか整理を行ってください。

③ノード・キロ程修正

平成 19 年度にキロ程の振り替えがあった区間や新規路線に関してキロ程の資料を用意してください。本システムのノードキロ程振替機能にて新規入力または修正。

④事故マッチングデータ入力

入力システムの事故位置入力機能により、②検索図より事故位置を読み取り、システム上（DRM上）にプロット。警察番号、事故原票番号及び位置情報として事故位置の方向、オフセット量等を入力し、マッチングデータとして完成させてください。

⑤マッチングデータのエクスポート

システムの「エクスポート」機能を用いて、マッチングデータをフロッピーなどのメディアに出力する。

事故詳細図の作成要領

1. 事故詳細図

岐阜県道管内図（道路附図 1:1000）を利用して、事故発生状況の詳細図を作成する。

事故発生地点は凡例に従い、事故の形態（当事者区分、事故類型、人身・死亡の別）を示す記号で表す。また、旗上げを行い、以下の形式で事故原票に記入されているままのコードを記入する。（マッチングデータと同じコード体系）。

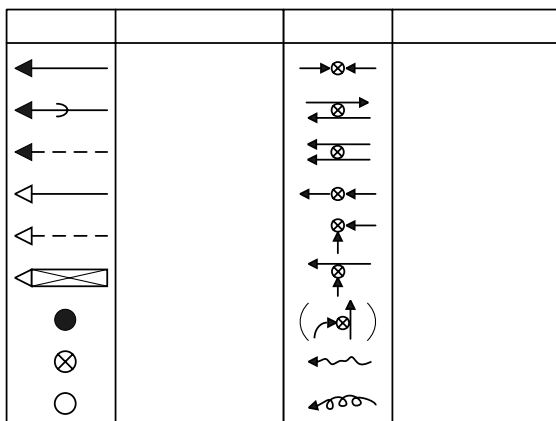
本票番号、「昼夜」、当事者種別(1当、2当)、「事故類型」

例えば、「本票番号 3 番、夜間、1 当普通乗用車、2 当歩行者、横断歩道横断中の事故」を記入すると、

3、「2」、(03,61)、「03」 となる。

なお、現場の判断により、前後にさらに項目を書き加えても差し支えない。

(凡 例)



(記入例)

